

水源地研修施設利用助成要綱

(趣旨)

第1条 福岡都市圏広域行政事業組合は、福岡都市圏共通の水源地研修施設（以下「施設」という。）の利用の活性化及び福岡都市圏住民の環境学習等の推進を図るため、施設の利用に対する助成を行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において施設とは次の施設とする。

- (1) 名称 「たかき清流館」
所在地 福岡県朝倉市佐田4277
- (2) 名称 「ひびきの郷」
所在地 大分県日田市大山町西大山4587
- (3) 名称 「椿ヶ鼻ハイランドパーク」
所在地 大分県日田市前津江町大野64-1

(助成対象者及び対象要件)

第3条 施設利用の助成を受けることができる者は、福岡都市圏住民で構成した3名以上の団体とする。

2 助成を受けることができる要件は次のとおりとする。

- (1) 施設宿泊又は研修室借り上げ又は施設が実施する体験教室
- (2) 施設及び施設周辺を利用した環境学習に伴う施設の食事料金

(助成金額)

第4条 1年度あたりの助成金の総額は、予算に定める額の範囲内とし、施設利用に対する助成金額は別表のとおりとする。

(利用期間)

第5条 施設を利用できる期間は次のとおりとする。

- (1) 「たかき清流館」は開館期間中（4月～10月）
- (2) 「ひびきの郷」は年度内
- (3) 「椿ヶ鼻ハイランドパーク」は開館期間中（4月～翌年3月、但し、11月中旬から翌年の3月中旬は施設が休館）

(募集期間)

第6条 募集期間は次のとおりとする。ただし、1年度あたりの助成金の総額に達した時点において終了する。また、助成金の総額に達した時点とは、施設利用の予約時点ではなく、施設利用申請時点とする。

- (1) 「たかき清流館」はその年度内の開館期間中（4月～10月）とする。
- (2) 「ひびきの郷」はその年度内とする。
- (3) 「椿ヶ鼻ハイランドパーク」は開館期間中（4月～翌年3月、但し、11月中旬から翌年の3月中旬は施設が休館）

(申請方法)

第7条 施設利用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用日の10日前までに水源地研修施設利用申請書（様式第1号）を福岡都市圏広域行政事業組

合管理者（以下「管理者」という。）へ提出しなければならない。

（利用券交付）

第 8 条 管理者は、前条の申請があった場合、申請者が第 3 条及び第 4 条の規定に該当するかどうかを確認し、助成すべきと認めたときは、速やかに当該申請者に対し、水源地研修施設利用書（様式第 2 号、以下「利用書」という。）を交付するものとする。

（利用確認）

第 9 条 利用者は、施設利用時に、施設から利用書に助成に係る利用状況及び利用確認印を受領し、施設利用後 10 日以内に管理者に提出しなければならない。

（助成金交付決定）

第 10 条 管理者は、前条の規定により利用書の提出があった場合、内容を確認後、速やかに当該利用者に対し、助成を行わなければならない。

（助成の取消し）

第 11 条 利用書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、助成の取消を受けるときは、交付された利用書を管理者に返還するものとする。

（利用書の譲渡等）

第 12 条 利用者は、利用書を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、利用助成に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表 施設利用に対する助成金額

宿 泊	研修室	体験教室	朝 食	昼 食	夕 食
1 室あたり 5,000 円	1 時間あたり 400 円	1 人あたり 200 円	1 人あたり 100 円	1 人あたり 200 円	1 人あたり 300 円